

第1回

垂井町庁舎跡地等活用のあり方検討委員会

日 時：令和元年7月10日（水）
午後4時から（2時間程度）
場 所：垂井町中央公民館2階
2-1・2-2会議室

- 1 委員委嘱
- 2 挨拶
- 3 委員長、副委員長選任について ……資料1・資料2
- 4 委員会への依頼事項について ……資料3
- 5 委員会での検討事項について
 - 垂井町の現状・課題等について ……資料4
 - ・背景・目的
 - ・検討経緯
 - ・地域特性の整理
 - ・上位関連計画等の整理
 - ・庁舎跡地等の現状
 - ・現状と課題の整理
 - スケジュールについて ……資料5
- 6 その他
次回の予定

【配付資料】

- 資料1 委員名簿
- 資料2 委員会設置要綱
- 資料3 町からの依頼事項
- 資料4 第1回委員会資料
- 資料5 スケジュール

垂井町庁舎跡地等活用のあり方検討委員会委員

(敬称略・順不同)

No.	区分	氏 名	所属等	備考
①	学識経験を有する者 (2名)	竹内 治彦	学校法人 大垣総合学園 岐阜協立大学 学長	
②		鶴田 佳子	独立行政法人 国立高等専門学校 機構 岐阜工業高等専門学校 建 築学科 教授	
③	各種団体等が推薦する者 (4名)	長谷川 隆司	垂井町商工会	
④		木下 清	垂井町連合自治会連絡協議会	
⑤		桑原 良樹	垂井町地区まちづくり協議会連 絡会	
⑥		沢島 武徳	垂井町観光協会	
⑦	町職員 (1名)	片岡 兼男	副町長	

垂井町庁舎跡地等活用のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 垂井町役場庁舎移転後の跡地等の有効活用について、垂井町現庁舎敷地等活用基本構想を踏まえて、必要な事項を検討し、又は協議するため、垂井町庁舎跡地等活用のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討又は協議事項)

第 2 条 委員会は、垂井町役場庁舎移転後の敷地と建物及びこれに隣接する中央公民館の敷地と建物を、中山道垂井宿を含めた当該地区の活性化と本町のまちづくりに有効に活用することについて検討又は協議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等が推薦する者
- (3) 町職員

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、検討又は協議について町長へ報告を行う時までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が

委員会に諮って定める。

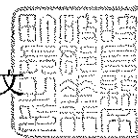
附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

垂 総 第 19 号
令和元年7月10日

垂井町庁舎跡地等活用のあり方検討委員会
委員長 様

垂井町長 早野 博文



庁舎跡地等の今後の活用のあり方について（ご依頼）

庁舎の移転に伴い跡地となる現庁舎敷地は、近傍に中山道垂井宿としての歴史的価値を有する立地条件であることから、本町におけるまちづくりを進めるうえで貴重な空間であり、当該敷地の活用は今後のまちづくりに多大なる影響を与えられます。

昨年度には、「垂井町現庁舎敷地等活用のあり方検討委員会」において、基本構想を検討し、「誰もが楽しく・安全に集える垂井の賑わい拠点づくり」という活用方針を定めました。

そして、今年度、基本構想で定めた活用方針を具現化し、役場に替わる新たな賑わい拠点を創出するための計画を策定します。庁舎跡地等の活用のあり方は、町政において喫緊の課題です。これまでに積み上げた議論を庁舎跡地等基本計画に反映させるため、貴委員会におかれましては、適切なお意見及びご提言をいただきますようお願い申し上げます。

第1回
垂井町庁舎跡地等活用のあり方検討委員会
資料

令和元年7月10日
垂井町

目次

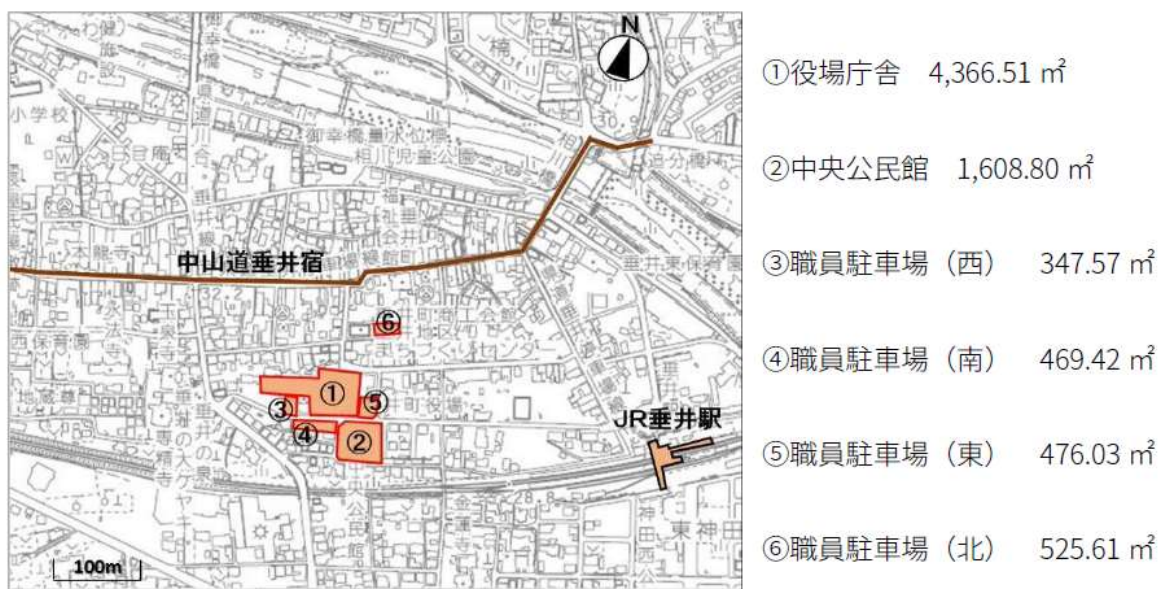
序章 今年度業務の背景と目的	1
第1章 条件の整理	2
1-1 検討経緯の整理	2
1-2 基本構想	5
1-3 地域特性の整理	6
1-4 上位関連計画等の整理	17
1-5 庁舎跡地等の現状	34
1-6 基本計画作成に向けた課題の整理	39

序章 今年度業務の背景と目的

垂井町は、垂井町役場庁舎移転後に跡地となる現庁舎敷地と建物及びこれに隣接する中央公民館の敷地と建物（以下「庁舎跡地等」という。）を、中山道垂井宿を含めた当該地区の活性化と本町のまちづくりに有効活用するため、庁舎の移転決定を契機に、議論を本格的にスタートさせ、平成 30 年度には「垂井町現庁舎敷地等活用基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定した。

今年度実施する「垂井町庁舎跡地等活用基本計画策定業務（以下「本計画」という。）」は、基本構想等の成果を踏まえ、庁舎跡地等の活用に向けた調査、検討を行い、その結果を基本計画として取りまとめることを目的とする。

図表 業務対象位置図



現庁舎敷地等位置図

第 1 章 条件の整理

1-1 検討経緯の整理

(1) 検討経緯の概要

現庁舎跡地活用については、平成 28 年度第 3 回垂井町議会臨時会で、庁舎の移転が決定した。これに伴い、庁舎跡地活用の議論が本格的にスタートした。

その後、跡地となる敷地と敷地に隣接する中山道垂井宿周辺地区を含めた一体的な計画を策定するため、町民をはじめ多くの人々が参加し「がやがや会議」が開催された。この会議は平成 28 年に 5 回、平成 29 年に 5 回の計 10 回行われた。平成 28 年に行われた 5 回の会議では、映写機による約 40 年前の垂井の町並みの上映やワークショップ形式による町の魅力となる資源の共有から始まり、具体的な跡地活用案を議論するための準備が行われた。その後の平成 29 年に行われた 5 回では、これまでに議論された案のターゲットを決めるための準備や、そのターゲット層の方々と跡地活用案を議論した。

平成 30 年 5 月、庁舎跡地の有効活用について必要な事項を検討するため、公募町民やがやがや会議参加者、有識者、町内の各種団体の代表者などで構成された「垂井町現庁舎敷地等活用のあり方検討委員会」が設置された。この委員会は全 4 回行われ、基本構想の策定に向け、庁舎跡地の利活用の方向性について協議が行われた。

町民意見の集約を目的とし、第 1 回、第 2 回の検討委員会の後、第 1 回、第 2 回の町民ワークショップが開催されました。第 1 回の町民ワークショップではシニア世代、第 2 回のワークショップでは現役世代を対象とし、活用の方向性について、重要度と優先度を話し合い、参加者と共有した。

第 3 回の検討委員会の後、平成 31 年 2 月にパブリックコメントを募集し、2 件の意見が提出され、その意見に対する町の考え方を回答した。

■ 検討経緯



(2) 基本構想策定までの主な意見

がやがや会議	現庁舎敷地等活用のあり方検討委員会	町民ワークショップ
<p>【現庁舎敷地等の活用の理念・方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ターゲット 「本当はこだわりを持っている子連れの主婦」 ビジョン 「子どもを遊ばせながら、集まった住民と交流をし、長時間滞在できる空間」 <p>【広場利用のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車練習 キャラクターショー等に使用するステージ 公園としての活用 →垂井の水を使用した池、砂場、BBQ スペース フリーマーケット <p>【建築物利用のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 垂井地区の伝統を尊重した祭りに関する施設 アートにまつわる商業施設 自習スペース 託児所 ロッククライミングやトランポリンのできる施設 気軽に集えるカフェ <p>*広場及び建築物の利用のイメージは垂井宿周辺地区のコミュニティ醸成支援業務実績報告書におけるモデルを用いた意見収集の結果よりまとめた</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集客のためのインパクトを重視した新たな産業の開発 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現庁舎以外の用途で使用する場合の自由度の検証 活用法と維持費のバランスの検討 常に新たな活用法を提案、運営することのできる主体 行政と民間の役割分担の明確化 町内コミュニティの運営への関わり方の多様性 曳山祭り、湧き水などの資源を活用する重要性 周辺の施設との連動性 中山道への歩行動線の魅力向上 隣接する土地の取得等による、まとまりのある土地 対象敷地に安全にアクセスできる車動線 	<p>第1回 敷地跡地等の活用の基本的な考え方、方向性について協議を行った</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商業施設や子育て支援施設としての活用 新庁舎で出来ること以外の創出拠点としての活用 町営住宅のような「ターゲット」を呼び込むのではなく、住んでもらう活用の方法 庁舎移転に伴う、中心地としての賑わいの維持 安心して子育てができる施設 建築物、道路環境などの安全性の不足 <p>第2回 第1回ワークショップを踏まえ、庁舎跡地活用の基本的な考え方、活用方針について協議を行った</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧垂井の賑わいがなくなるといったような、小規模な施設と広場 周辺の道路が狭隘なため、大規模な防災拠点は現実的ではない 集会や観光など多岐にわたる用途の集約された施設 図書館を核にした街づくり 毎日人が集えるような活用 次回のワークショップの対象を若者向けに <p>第3回 第2回ワークショップを踏まえ、庁舎跡地の活用方針の基本的な考え方、広場及び建物利用のイメージについて協議を行った</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広場のイメージとして、様々な利用ができる、ある程度の広さを持った敷地 建物のイメージとして、用途を限定せず、多目的に利用できるいくつかの簡素ではない建物 町内の諸施設との機能連携を目指す 曳山祭りだけでなく、垂井7地区の様々な祭りを考慮した検討が必要 <p>第4回 パブリックコメントを踏まえ、基本構想のとりまとめを行った</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント <ul style="list-style-type: none"> 1.周辺の集会施設を移転し、多機能センターとしての活用 2.トイレ、観光情報、飲食店を整備した誰もが利用しやすい施設 パブリックコメントの文言が基本構想と大きな相違がみられない為、委員会の案として町長へ報告 	<p>*第1回検討委員会の協議結果で整理した「対応策の試案」12項目の中から1人ずつ上位3項目を選出した結果を以下の表にまとめた（カッコ内は投票数）</p> <p>第1回（シニア世代対象）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.防災関連施設の効果的な配置（15） 2.中山道を活かした交流・集客イベントの場（13） 3.子どもから高齢者までが安心して楽しめる場（10） 4.曳山祭りを活かした観光戦略（9） 5.若年層の定住意識を高めるまちの魅力化（6） 6.子育て環境の充実（5） 7.公共施設の老朽化・狭隘化の解消（4） 7.観光案内所と連携した担い手育成の場（4） 9.生活サービス関連施設の効果的な配置（2） 9.空き家の利活用を誘導できる活用の展開（2） 11.施設の複合化（2） 11.幅広い世代が住みやすい生活サービスの提供（2） <p>【その他の意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 売却、 災害時の避難場所、防火帯等 宿泊施設、福祉関係の総合センター 公園 <p>第2回（子育て世代対象）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.子育て環境の充実（8） 1.子どもから高齢者までが安心して楽しめる場（8） 3.施設の複合化（7） 4.若年層の定住意識を高めるまちの魅力化（6） 5.交流・集客イベントの場（5） 5.幅広い世代が住みやすい生活サービスの提供（5） 7.防災関連施設の効果的な配置（4） 8.曳山祭りを活かした観光戦略（3） 9.観光案内所と連携した担い手育成の場（1） 9.その他（1） 11.生活サービス関連施設の効果的な配置（0） 11.空き家の利活用を誘導できる活用の展開（0） 11.公共施設の老朽化・狭隘化の解消（0）

1-2 基本構想

- ・「誰もが楽しく・安全に集える垂井の賑わい拠点づくり」
- ・様々な用途で利用のできるある程度の広さを持った広場
- ・周辺の施設との連携をめざし、多用途に使用できる施設

基本構想策定にあたり、町民意見の反映として、あり方検討委員会では公募町民が委員として参画した。また2回の町民ワークショップの成果として取りまとめられた、5点の活用方針が基本構想の活用の理念である「誰もが楽しく・安全に集える垂井の賑わい拠点づくり」に反映されている。

策定機関	岐阜県垂井町
策定年次	平成31年3月
現庁舎敷地等の活用方針	<p>●現庁舎敷地等の活用方針の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民・地域住民が集い交流できる場の確保 ・若者・子育て世代を中心とした幅広い世代の住宅の確保 ・歴史・文化を体感できるおまつり広場と観光サービス施設の確保 ・地域の安全性を高める防災広場の確保 ・新たな集客施設の確保・イベント等への対応 ・空き家等を活用した賑わい創出施設の確保 <p>●現庁舎敷地等の活用の理念 「誰もが楽しく・安全に集える垂井の賑わい拠点づくり」</p> <p>【広場としての活用方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日常は、子供の遊び場や幅広い世代の憩いの場として利用できる広場 ② イベント時は、まつりやスポーツ・レクリエーション、フリーマーケットなど、多彩な行事に対応できる広場 ③ 災害時に利用できる広場 <p>【建築物としての活用方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日常は、子供の屋内の遊び場（屋内レクリエーション等）や各種サークル活動、ボランティア活動、高齢者等の娯楽・地域福祉等の場として利用できる施設 ② イベント時（観光対応含む）は、広場と一体的に多彩な行事に対応できる施設および観光サービス施設 ③ 災害時に利用できる施設（多様な利用に対応できるように、施設のフロアは柔軟に個別利用や一体利用が可能とすることが必要）

図表 現庁舎敷地等の活用の基本的な考え方のイメージ



1-3 地域特性の整理

(1) 垂井町の特 性

① 垂井町の成り立ち

- ・ 中山道の宿場町、交通の要衝として繁栄
- ・ 対象地の位置する旧垂井町を中心に7地区が合併
- ・ 現在は積極的な工場誘致によって豊かな工業都市として発展を続けている

岐阜県西南部の不破郡に属する垂井町は古来より、畿内と美濃以東を結ぶ交通の要衝として栄えてきた。近世では関ヶ原の戦いにおいて、垂井町は交通の要衝としての位置付けを強く位置付けた。垂井町の西南にそびえる南宮山に吉川・毛利軍、南宮山麗には長宗我部軍、長束軍が陣を布き、垂井城も戦場になった。また有力な旗本の中には、豊臣秀吉の軍師として名高い竹中半兵衛重治の嫡子・重門が関ヶ原の戦いで戦功を挙げ、竹中半兵衛ゆかりの地として知られることとなった。これらの陣跡は現在も垂井町の観光名所として、全国から観光客が訪れている。

また江戸時代には中山道の宿場町であった垂井宿は、中山道・垂井と東海道・熱田を結ぶ交通の要衝として重要な役割を果たした。この時代には安藤広重作木曾街道六十九次に西の見附が描かれた。



明治時代には町村制施行により、垂井村が垂井町となった。明治以降現在の垂井町を構成していた20村が、旧垂井町を中心として合併や編入を繰り返し昭和29年に現在の垂井町が発足した。

資料：垂井町文化財アーカイブ

図表 垂井町の合併の様子



資料：タリイピアセンター

また宿駅制度が廃止された後も、中山道と美濃路の追分として栄え、東海道本線が開通すると、交通の集散地としてさらに発展した。その後養蚕が盛んであったため、製糸業へと発展し、織物業や製茶業などの工場も設立された。また金属工場、大手繊維メーカーの工場が誘致され近代工業の発展が進んだ。

現在は合併の経緯から垂井町まちづくり基本条例に基づき、7地区にまちづくり協議会を設置し、各地区まちづくりセンターを拠点として、垂井町のますますの発展にむけ、まちづくりが行われている。

②垂井町の主な現状

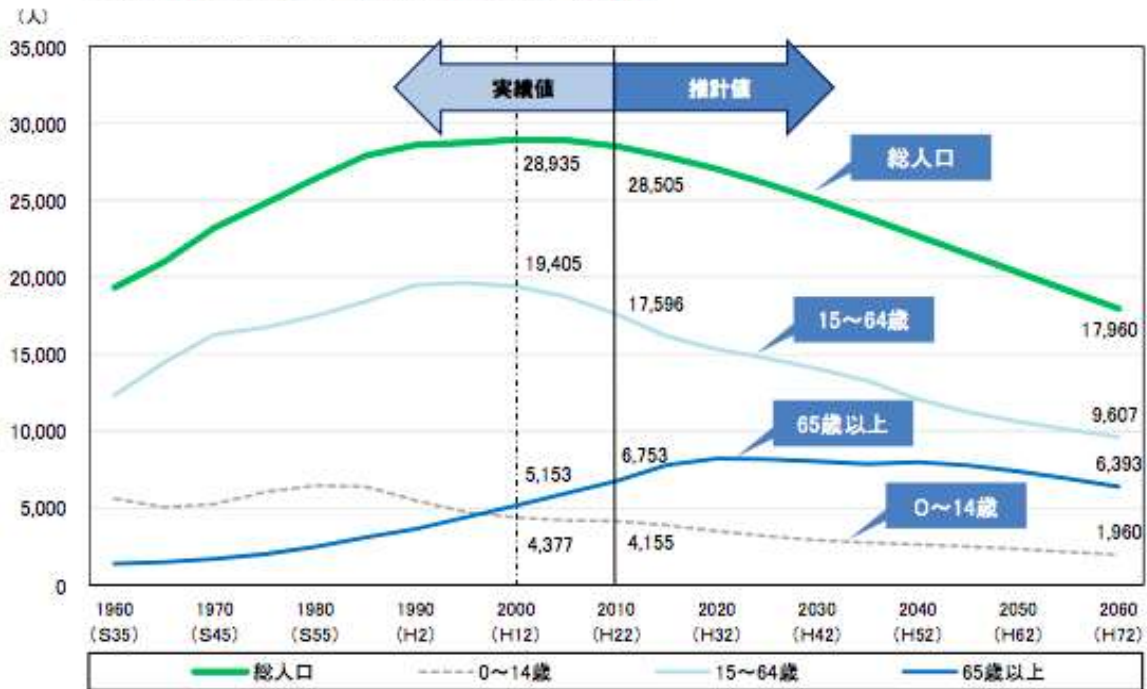
- ・人口は2000年をピークに減少、今後、少子高齢化が顕著になると予測
- ・自然減、社会減の状態であり、特に若者の転出が著しい
- ・製造業が非常に盛んな地域

1) 人口

○総人口及び年齢3区分別人口の推移

垂井町の総人口は2000(平成12)年の28,935人をピークに減少傾向にあり、今後も減少していくことが予測される。「0～14歳」と「15～64歳」は2060(平成72)年まで一貫して減少傾向で推移し、「65歳以上」は2020(平成32)年まで増加することが見込まれ、その後、緩やかに減少傾向で推移した後、2050(平成62)年を境に減少幅が大きくなることが予測されている。

図表 総人口及び年齢3区分別人口の推移と推計値



	0～14歳	15～64歳	65歳以上
2010年	4,155人 (14.6%)	17,596人 (61.7%)	6,753人 (23.7%)
2060年	1,960人 (10.9%)	9,607人 (53.5%)	6,393人 (35.6%)

資料：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所準拠推計値

○人口動態

自然動態に影響する出生・死亡者数は、近年では2009（平成21）年を境に死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が続いており、2013（平成25）年には、出生者数が死亡者数を84人下回り、減少幅が最大値を示している。

社会動態に影響する転入・転出者数は、近年では2008（平成20）年以降、転出者数が転入者数を上回る転出超過により、社会減の状態が続いている。

図表 人口動態（外国人は除く）



○転入・転出の状況

年齢階級別の転入・転出者数は、男女ともに「10～14歳」が「15～19歳」になる時期と、「15～19歳」が「20～24歳」になる時期に、大幅な転出釣果の傾向がみられる。若年者の流出は、進学・就職・結婚を機としたものであることが伺える。

図表 年齢階級別転入・転出者数の差(2005年～2010年)

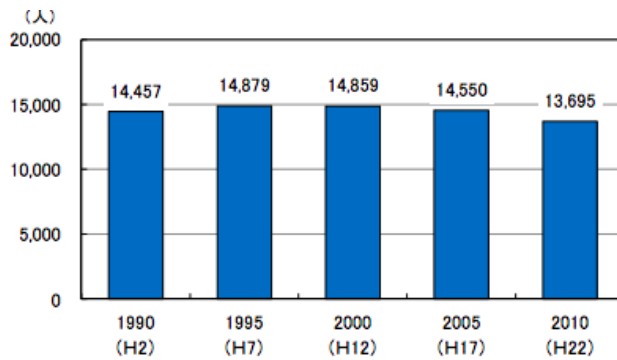


2) 産業

就業者数は1995年の14,879人をピークに減少傾向にあり、高齢化の進行などを背景とした就業者の減少が読み取れる。

産業別就業者割合は、全国や岐阜県と比較して第2次産業従業者の占める割合が大きく、第3次産業の占める割合は小さくなっている。男女ともに製造業が最も多く、本町の基幹産業となっている。次いで多いのは、医療・福祉、卸売・小売業となっている。特化係数を見ると、鉱業・採石業・砂利採取業が最も大きく、次いで製造業となっている。

図表 総就業者数の推移



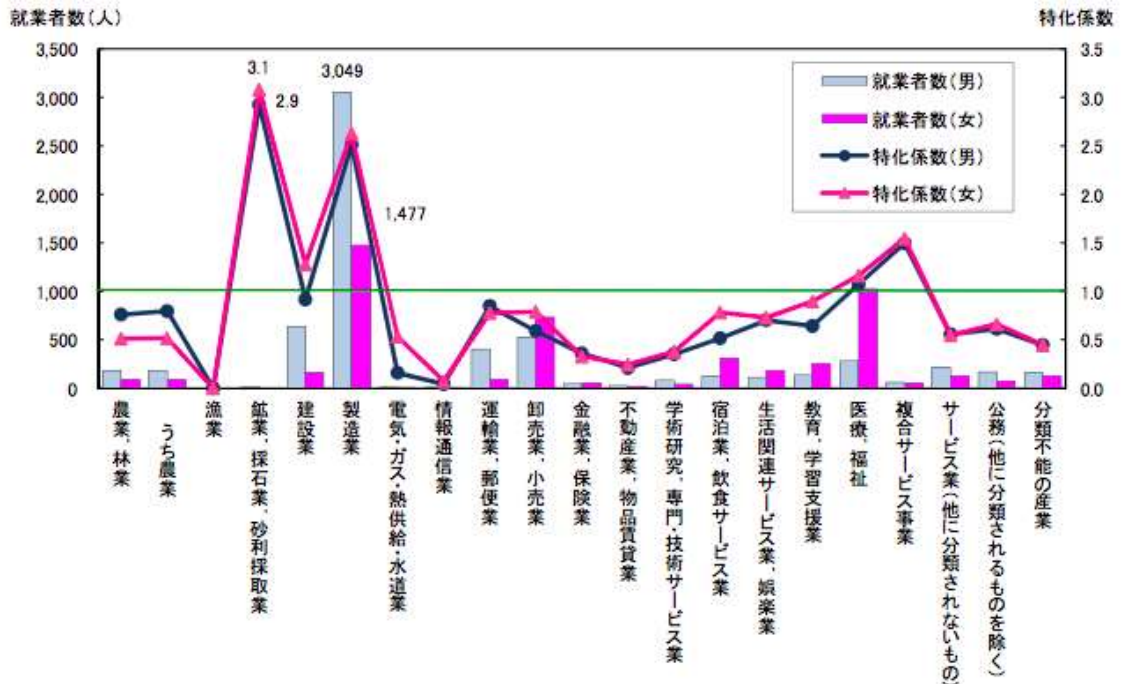
図表 産業別就業者割合の比較



※分類不能の産業は含まない

資料：国勢調査

図表 就業者数・産業特化係数の状況



資料：国勢調査

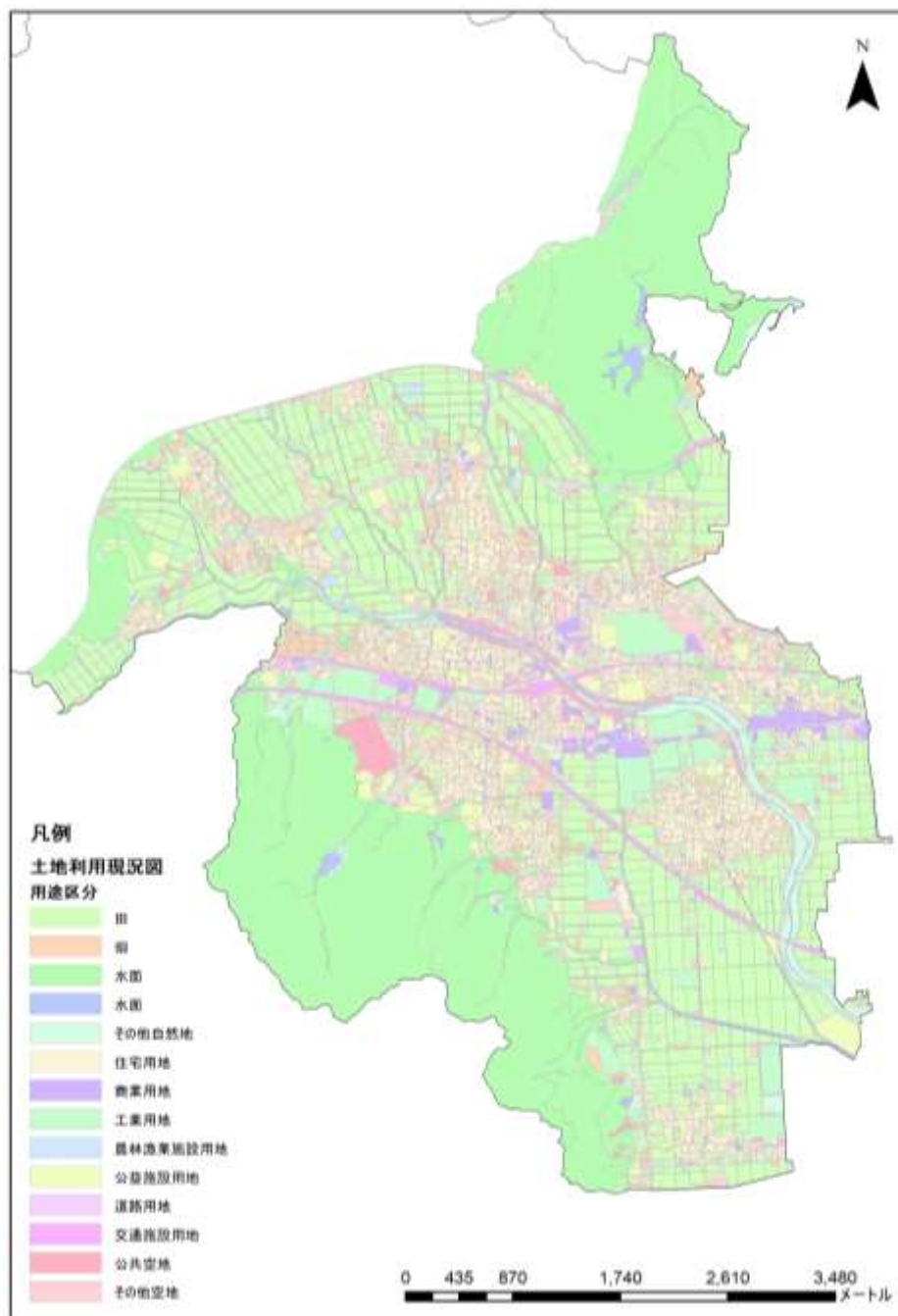
3) 土地利用

垂井町の土地利用を地目別面積比からみると、総面積 57.14km²のうち、森林原野が 32.65km² (57.1%) と全町域の半分以上を占めている。これに対して、都市的土地利用である宅地は 7.19km² (12.6%)、道路は 3.47km² (6.1%)、農業的土地利用である農用地は、10.55km² (18.5%) となっている。

図表 地目別面積比

森林原野	農用地	宅地	道路	その他
32.65km ² (57.1%)	10.55km ² (18.5%)	7.19km ² (12.6%)	3.47km ² (6.1%)	3.28km ² (5.7%)

資料：岐阜県統計書
(平成 25 年 10 月 1 日現在)



4) 文化財

垂井町の文化財の分布をみると、中山道エリア、垂井駅周辺を中心とし、山間部まで広く分布している。国指定 10 件、県指定 16 件、町指定 51 件と重要な文化財が多く残っている地域となっている

図表 文化財の分布



資料：垂井の文化財マップ（タルイピアセンター）

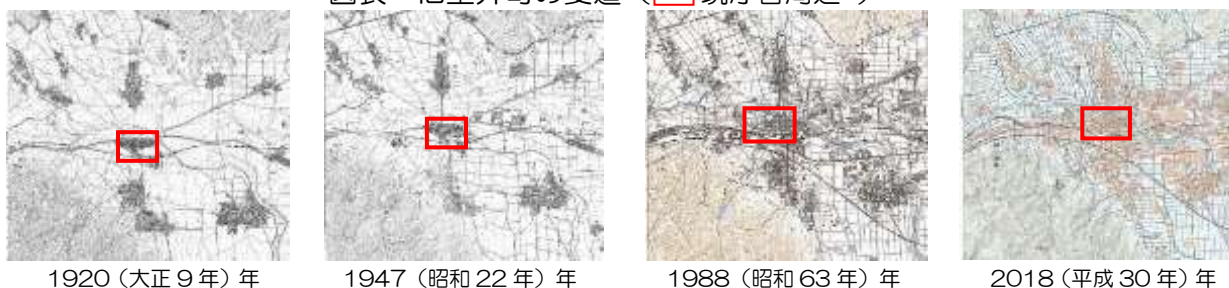
(2) 垂井地区の特性

① 垂井地区の成り立ち

- ・昔からの繁栄の中心地、特に交通の要所として繁栄
- ・旅館など、宿場町の名残を残す町並み
- ・「垂井」の地名の由来となった垂井の泉

現在の庁舎のある垂井地区（旧垂井村）周辺は、中山道の宿駅、あるいは美濃路の起点としてなど、古くから栄え、1843（天保14年）年には垂井宿総家数315軒と記載されており、それに伴い街道筋の歴史や商業なども発展してきた。また「垂井」の地名の由来とされる、垂井の泉は昔の旅人の喉を潤し、現在でも涸れることなく、地元の人々の生活用水に利用されている。

図表 旧垂井町の変遷（ 現庁舎周辺）



資料：国土地理院

宿駅制度が廃止になった明治時代以降、他の地域に比べて商業を営む店が多く、旅館なども固まっていた。街道筋には10軒ほどの旅館があった。右図の「亀丸屋」は当時の姿を残し、垂井宿の面影をうかがわせる。また戦前より「鍛冶屋」が数軒あり、農家の注文に応じて農具の長さや種類を調整し販売していた。周辺に山をかかえる地域が多い垂井町は山仕事も盛んであった。そのため、山仕事に使う木挽き用の大きな鋸のすり減った刃を直す「目立て屋」が街道筋でお店を構えていた。

図表 現在の亀丸屋



その後大正、昭和と近代工業の発展が進み、昭和20年代には柳原工業本社工場、大日本紡績垂井工場、京都工業垂井工場、岡本自転車工業垂井工場、三浦味噌醤油工場などが設立された。

昭和29年に合併した際、垂井町の役場庁舎は合併協議に際し、旧不破郡役所と定められていたが、庁舎は老朽化しており、補修工事を行ったため、使用が開始されたのは昭和30年4月であった。移転が決まった現庁舎は昭和41年に造り替えられたもので、54年（2019年現在）の年月が経つ。

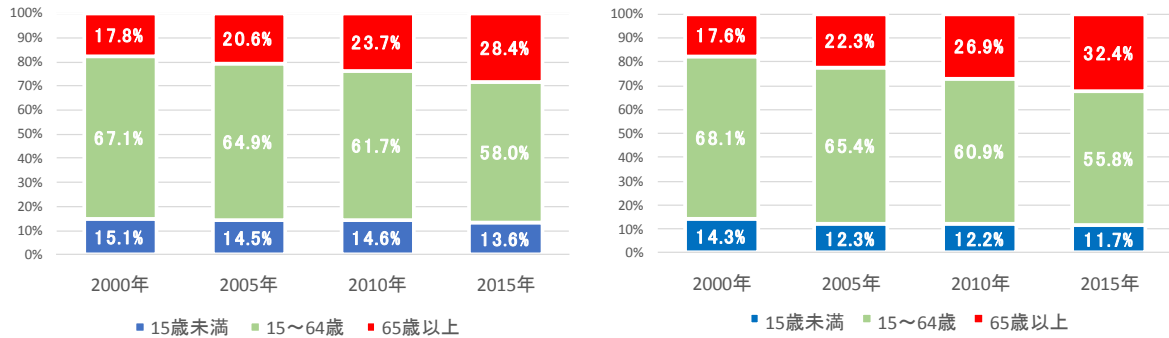
②垂井地区の主な現状

- ・垂井町全体に比べ、人口減少、高齢化が進んでいる
- ・周辺に公園の非常に少ないエリア
- ・山車ルートなど、祭りとの関係性
- ・空き家が非常に多く分布し、開発の新陳代謝のない状況

1) 人口世帯の特性

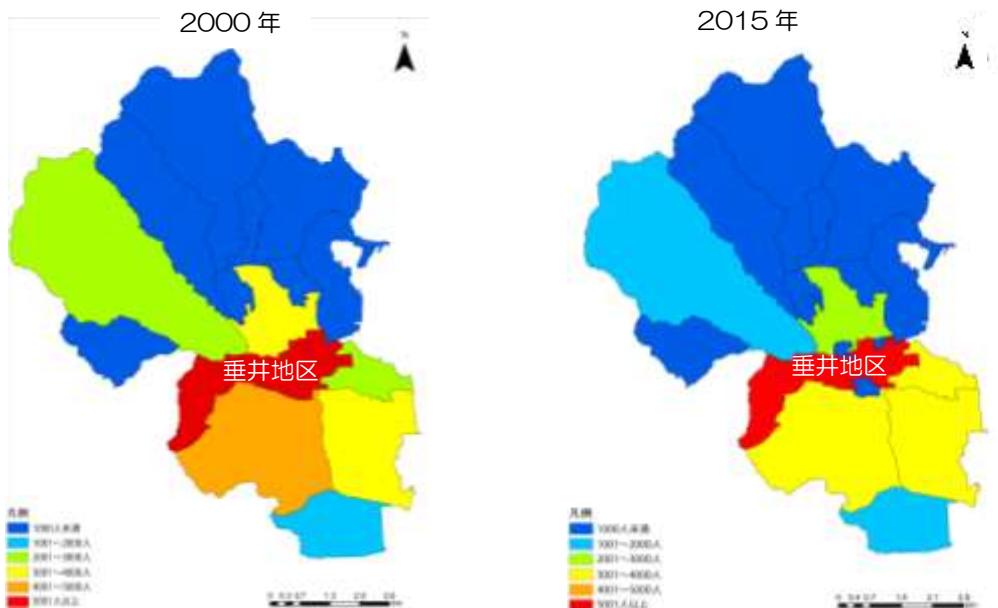
垂井町全体と垂井地区（小地域）の年齢3区分別人口割合を比較すると、垂井地区は高齢者の割合が高く、15歳未満の割合が少ない。また小地域別で垂井町の総人口の推移を見てみると、現庁舎の位置する垂井地区は人口が最も多く、人口の減少が見られる周囲の地区に対し、5000人以上の人口を維持している。

図表 垂井町（左）及び垂井地区（右）の年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

図表 垂井町（小地域別）の人口総数の推移



資料：国勢調査

2) 公共施設等の分布

庁舎跡地等周辺の公共施設等の配置を見ると、まちづくりセンターやコミュニティセンターなど、集会系の施設が見られるが、いずれの施設も築 30 年を超えており、老朽化が進んでいる。垂井町公共施設アクションプランにおいて、再編区分は統合・移譲・廃止に分類されている。

また、公園の配置状況を見ると、河川沿いの相川児童公園以外には公園は見られないため、公園の非常に少ないエリアであることが分かる。

図表 公共施設・公園の配置



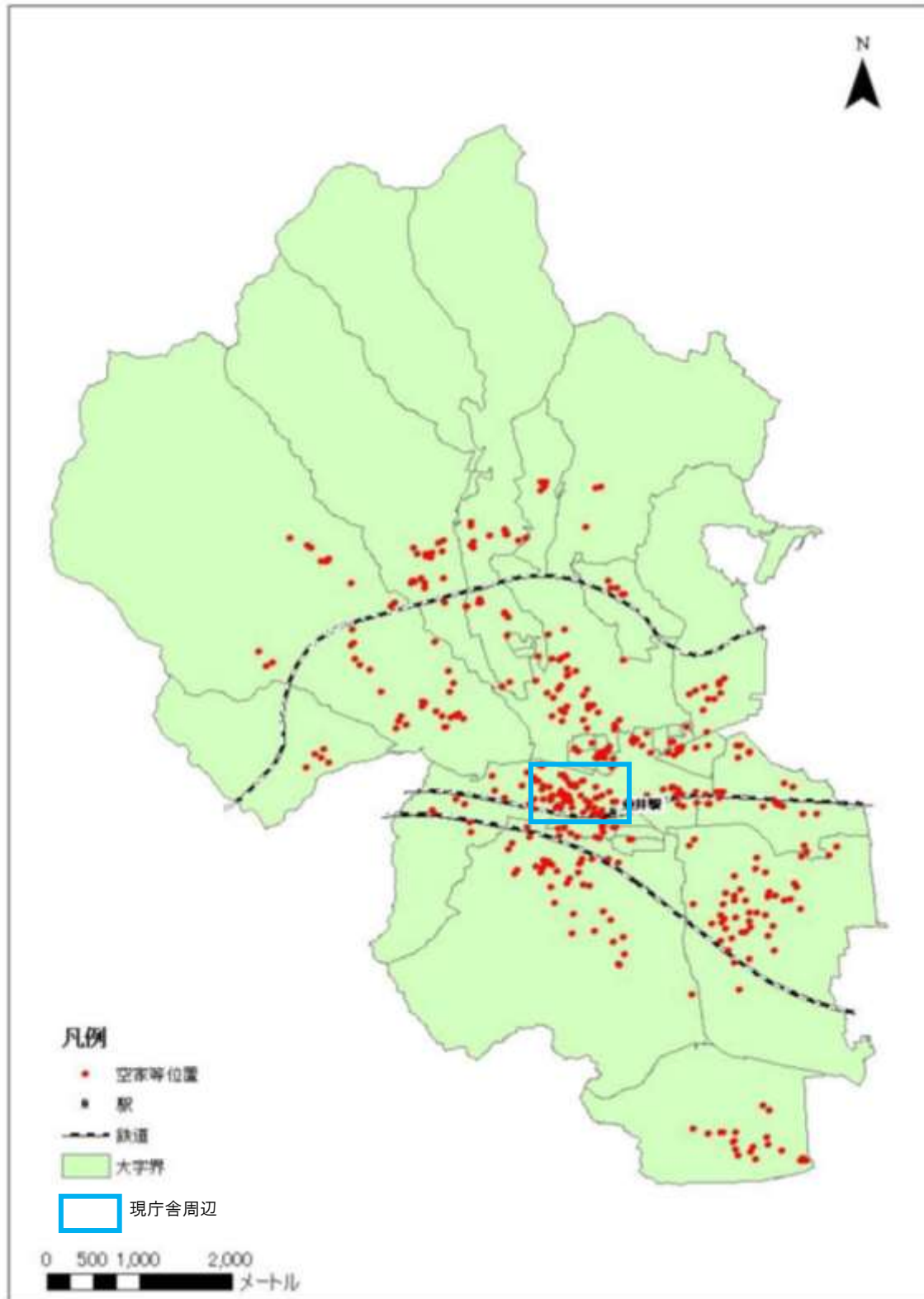
施設名	建設年度	構造	延床面積	経過年数	設定耐用年数	再編方向区分
現庁舎	1966	RC	4,061 m ²	53 年	60 年	F【用途廃止】
中央公民館	1970	RC	1,590 m ²	49 年	60 年	D【同用途施設間での統合】
垂井地区まちづくりセンター	1975	RC	452 m ²	44 年	60 年	D【同用途施設間での統合】
垂井東町コミュニティセンター	1983	S	163 m ²	36 年	45 年	E【民間・地域への移譲】
垂井西町コミュニティセンター	1984	S	179 m ²	35 年	45 年	E【民間・地域への移譲】
垂井中町コミュニティセンター	1985	S	170 m ²	34 年	45 年	E【民間・地域への移譲】
福社会館	1965	RC	597 m ²	54 年	60 年	F【用途廃止】

資料：垂井町公共施設アクションプラン
都市計画基礎調査

3) 空き家の分布及び建築着工動向

庁舎跡地等の周辺の空き家状況を見ると、非常に多くの空き家が分布している。また、建築着工動向を見ると、喫緊5年間に開発はない状況となっている。

図表 空き家の分布状況

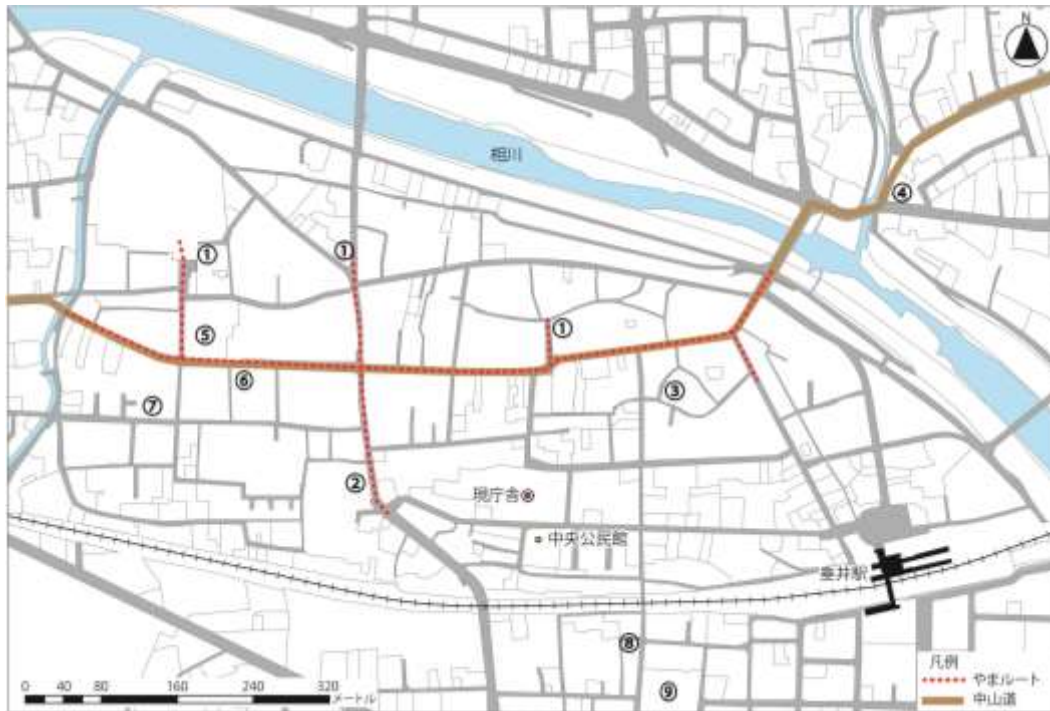


資料：垂井町空き家等対策計画

4) 歴史・文化資源の分布及び曳やま祭のやまルート

中山道は、垂井の祭りにおけるやまルートとなっており、垂井町役場がその拠点となっている。また、歴史・文化資源が多く分布している。

図表 歴史・文化資源の分布状況



	垂井祭曳やま	④	追分道標
①	垂井曳やま祭子供歌舞伎	⑤	作り木塚と芭蕉翁木像
	垂井祭ばやし	⑥	小林家住宅主屋(旧旅籠亀屋)
②	垂井の泉	⑦	長屋氏屋敷跡
	垂井の大ケヤキ	⑧	宝匡印塔
	泗水庵跡	⑨	春王・安王木像金蓮寺
③	紙屋塚		

資料：垂井の文化財マップ（タルイピアセンター）
中山道垂井宿 宿場案内書（垂井町観光協会）

1-4 上位関連計画等の整理

(1) 上位計画における本地区の位置づけ

- ・旧庁舎敷地周辺は、「都市機能集積拠点」および「観光交流拠点」に位置付けられている。
- ・「歴史を生かし、にぎわいを求めて人々が集うまち・垂井地域」を将来像に掲げ、求心性の向上及び各地域との連携の強化による本町全体のポテンシャルアップを牽引する地域を目指している。
- ・中山道の宿場に残る建物等を保全するとともに、これらを活かした歴史的景観の形成を図る。

図表 上位計画一覧

①	垂井町第6次総合計画
②	垂井町都市計画マスタープラン
③	垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略
④	岐阜県景観形成ガイドプラン

①垂井町第6次総合計画

策定機関	岐阜県垂井町
策定年次	平成 30 年 3 月
将来像	ひととまちが輝く地域共創都市 ～さらなるやさしさと活気を求めて～
将来の 目標人口	2027 年に 26,000 人の人口を維持
まちづくり テーマ	<ul style="list-style-type: none"> (1) まち全体が活発でみんなで育む幸福度の高いまち（協働） (2) 自ら考えみんなで取り組む安全・安心なまち（安全・安心） (3) 将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち（都市基盤・環境） (4) 魅力的な産業により交流が活発な活気あふれるまち（産業・交流） (5) すべての住民が笑顔になれるやさしさにあふれるまち（福祉・健康） (6) ふるさとへの誇りと愛着をもった人材（人財）を育てるまち（教育・文化） (7) 総合計画を実行・実現できるまち（行財政運営）
将来の 都市構造	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市間軸・地域間軸 <ul style="list-style-type: none"> 【都市間軸】 車線の増設など利便性の向上を促進するよう道路管理者と連携を強化するとともに、沿線に企業や商業施設などの立地を誘導する。 【地域間軸】 相互の連携や「都市機能集積拠点」との連携を強化する。また、密集した集落内を通り、拡張が困難である主要な道路は、迂回路の整備を推進する。 (2) 都市機能集積拠点・観光交流拠点 <ul style="list-style-type: none"> 【都市機能集積拠点】 都市機能の充実を図るとともに、すべてにやさしい基盤整備の促進を図る。 【観光交流拠点】 点在する他の観光施設とともに、交流人口の拡大を図る。 (3) 土地利用の方針 <ul style="list-style-type: none"> 【市街地環境整備ゾーン】 快適な居住環境の整備や買い物及び移動の利便性が確保された空間を創出し、良好な地域コミュニティの醸成を図る。 【商業集積ゾーン】 それぞれの特徴を活かした顧客ニーズに合わせた空間の創出を図る。 【工業集積ゾーン】 利便性の向上を図り、新たな企業を積極的に誘致することにより、雇用の場を確保し、人口の転 出抑制や転入促進を図る。 【郊外居住ゾーン】 人口減少により地域コミュニティの維持が困難となる恐れがあることから、インフラ※整備や公共交通の充実と、空家等の適正管理の指導や利活用の推進を図る。 【農地保全ゾーン】 担い手と連携を図り、農地の集約や保全すべき農地の基盤整備を促進する。 【自然共生ゾーン】 それぞれの環境特性に配慮し、防災・減災への対応や自然環境の 保全を図るとともに、豊かな自然に親しみをもち、自然の大切さへの理解を深め、豊かな歴史・文化資源と併せて活用した交流人口の拡大を図る。

図表. 将来都市構造図



②垂井町都市計画マスタープラン

策定機関	岐阜県垂井町
策定年次	平成 18 年 11 月
将来都市像	ときめき やすらぎ ふれあいのまち — 環境調和都市 —
都市づくりの理念	<p>(1) 人々が町内で暮らし、働き、楽しむことのできる都市をつくる</p> <p>(2) 都市基盤の充実した安全・快適な都市をつくる</p> <p>(3) 自然と歴史を身近に感じることのできる都市をつくる</p> <p>(4) 各地域が個性を發揮し、相互に調和する都市をつくる</p> <p>(5) 住民の声と手によりきめ細やかな都市をつくる</p>
地域別構想	<p>(1) 垂井地域の特性と課題 垂井町の主要な公共施設が立地する中心市街地。7地域中でも人口が集中している。数多くの名勝・史跡が分布。地域の大半は低層の密集市街地となっており、特に駅北側では、老朽した建物が密集しており地震・火災時の危険性、交通安全上の危険性が問題となっている。</p> <p>(2) 垂井地域の将来像 「歴史を生きし、にぎわいを求めて人々が集うまち・垂井地域」 本町の中心に位置し、人々の生活上でも中心的な役割を果たす地域であり、その求心性をさらに高めるとともに、各地域との連携を強めることにより、本町全体のポテンシャルアップを牽引する地域を目指す。</p> <p style="text-align: center;">図表. 垂井地域の将来イメージ</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">歴史を生きし、にぎわいを求めて人々が集うまち・垂井地域</p> </div> <p>(3) 土地利用の方針 ①にぎわいのある中心商業業務地区の形成 ②密集住宅地の改善と未利用地の活用 ③国道 21 号沿道の高度利用</p> <p>(4) 地域施設の整備方針 ①求心性向上のための交通施設整備の促進 ②町の主要な公共施設の整備・充実 ③既存公園の活用と新たな公園用地の確保</p> <p>(5) 地域の資源・環境の保全・活用等の方針 ①相川河川敷における親水空間の整備 ②史跡・歴史的建築物の保全と活用</p>

③垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略

策定機関	岐阜県垂井町	
策定年次	平成 27 年 10 月	
将来展望人口	2030（平成 42）年までに合計特殊出生率を 1.8 まで上昇させ、10～30 代の若年者の転出を抑制することで、2060（平成 72）年の人口 21,000 人を目指す。	
基本目標 及び施策	(1) 雇用	<p>【基本目標】 地元産業の振興及び新たな仕事の産出による安定した雇用の創出</p> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新規企業の誘致強化 ②地元企業への支援 ③就労の拡大・雇用促進 ④農林業の振興
	(2) 交流	<p>【基本目標】 まちの魅力で新たな人の流れの創出</p> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①観光資源の活用・発信 ②まちの PR ③移住・定住の促進 ④垂井応援ネットワーク事業 ⑤公共交通の拡充
	(3) 子育て・福祉	<p>【基本目標】 子育て支援の充実及び障がい者（児）に優しい社会の創出</p> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援 ②ワーク・ライフ・バランスの推進 ③障がい者（児）福祉の拡充
	(4) まちづくり	<p>【基本目標】 住民参画による新しいまちづくりの創出</p> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域コミュニティの活性化 ②世代間交流の推進 ③健康づくり・生きがいづくりの推進 ④安全・安心まちづくりの推進 ⑤多文化共生の推進 ⑥空き家対策の推進
	(5) 広域連携	<p>【基本目標】 広域連携による地域力の創出</p> <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①広域連携による事業の推進

④岐阜県景観形成ガイドプラン

策定機関	岐阜県
策定年次	平成 17 年 3 月
景観形成の考え方	<p>景観要素を「良好なもの」「悪いもの」「不足しているもの」に分け、以下の3つの観点から景観の向上を図る。</p> <p>①守り育てる：良好な景観又は景観要素（貴重な自然や歴史・伝統文化的資産）を守り育てる。</p> <p>②整序する：悪い景観又は景観要素を取り除く、あるいは景観要素間の調和を図る。</p> <p>③創造する：不足している景観又は景観要素を見つけ出し、創造する。</p>
県土の地域別景観形成方針	<p>●大垣地域（大垣市、海津市、養老町、上石津町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、墨俣町）</p> <p style="text-align: center;">図表 景観構造図</p>  <p style="text-align: right;">大垣地域</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 山間エリア 谷・盆地エリア 平野エリア 河川 河川景観 鉄道 高速道路 国道 街道 山並み 自然公園 田圃、群生地等、大規模開発地等 歴史・伝統文化的要素、その他の拠点等

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 木曾三川合流部の雄大な水辺景観の保全 2. 点在する名所・旧跡を活かした歴史的・文化的景観の形成 3. 伊吹山地、養老山地の山並みの景観の保全 4. 商業地区における市街地景観の形成 5. 周辺環境に調和した工業施設の景観の形成 6. 大規模工場跡地等の土地利用転換に伴う景観への配慮 7. 市街地周辺に広がる田園景観の保全 8. 市街地における良好な河川景観の形成 9. 中山道の宿場を活かした歴史的景観の形成 <p>→ ・北部を中山道が通り、近江路に繋がる交通の要衝として栄えた赤坂、垂井、関ヶ原、今須の宿場では、赤坂のお嫁入り普請の建物や港跡、今須の間屋場跡等、<u>当時の建物や石碑が数多く残されている。</u>このような中山道沿いの宿場に残る建物等の保全を図りつつ、<u>これらを活かした歴史的景観の形成を図ることが必要である。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 10. 市街地における歴史的資源を活かした景観の形成 11. 情報産業拠点にふさわしい都市景観の形成
--	--

(2) 留意すべき関連計画

【公共施設の再配置】

- ・新庁舎は新たな防災拠点・生活支援拠点として整備し、現庁舎は用途廃止のうえ中心部活性化のために跡地を有効活用する。
- ・中央公民館及び垂井地区まちづくりセンターは、耐震性が低いことから同用途施設間での統合を行い、現施設は用途廃止する。
- ・新庁舎は新しいまちづくりの拠点として町民が誇れるシンボルを目指す。また防災対策拠点として高い耐震安全性が求められる。

【垂井宿との連携】

- ・観光振興に向けた4つの戦略には、垂井ならではの資源の活用や、町内回遊性の向上等が挙げられている。
- ・垂井宿戦略計画書においては、宿場の見直し・保全（主要な家屋等の文化財指定、「歴史まちづくり法」の調査・研究等）、掘り起し・活用（宿場内コミュニティカフェ、街角ギャラリー、垂井の泉周辺への小水力発電設置、発電の利用研究等）、担い手の育成（六斎市の継続開催、観光講座への協力、「宿場夢育て隊」結成等）等の事業計画がされている。

図表 関連計画一覧

①	垂井町公共施設等総合管理計画
②	公共施設アクションプラン
③	垂井町空家等対策計画
④	垂井町観光基本計画
⑤	中山道垂井宿再整備基本計画策定業務
⑥	垂井町新庁舎基本計画
⑦	岐阜県いきいきまちづくり交流創出事業活動報告と「垂井宿」戦略計画書

①垂井町公共施設等総合管理計画

策定機関	岐阜県垂井町														
策定年次	平成 29 年 3 月														
計画期間	平成 29 年度～平成 48 年度														
基本方針	<p>① 公共施設等保有量の適正化 ② 長寿命化と安全確保 ③ 維持管理・運営の効率化 ④ 庁舎移転を契機とした公共施設等の再編</p>														
施設類型ごとの取組方針	<p>●行政系施設（庁舎等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">取組方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設総量の適正化</td> <td>・役場については、平成 27 年度「垂井町新庁舎基本構想」に基づき、移転建替え（隣接地への併設によって機能複合化を検討）による防災拠点・生活支援拠点として整備する。</td> </tr> <tr> <td>点検・診断等</td> <td>・施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>維持管理・修繕・更新等</td> <td>・現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。</td> </tr> <tr> <td>安全確保</td> <td>・点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。</td> </tr> <tr> <td>耐震化</td> <td>・消防施設における旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。</td> </tr> <tr> <td>長寿命化</td> <td>・建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	取組方針		施設総量の適正化	・役場については、平成 27 年度「垂井町新庁舎基本構想」に基づき、移転建替え（隣接地への併設によって機能複合化を検討）による防災拠点・生活支援拠点として整備する。	点検・診断等	・施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。	維持管理・修繕・更新等	・現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。	安全確保	・点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。	耐震化	・消防施設における旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。	長寿命化	・建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。
	取組方針														
	施設総量の適正化	・役場については、平成 27 年度「垂井町新庁舎基本構想」に基づき、移転建替え（隣接地への併設によって機能複合化を検討）による防災拠点・生活支援拠点として整備する。													
	点検・診断等	・施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。													
	維持管理・修繕・更新等	・現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。													
	安全確保	・点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。													
	耐震化	・消防施設における旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。													
	長寿命化	・建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。													
	<p>●町民文化系施設 （公民館、まちづくりセンター、集会所、文化施設等）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">取組方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設総量の適正化</td> <td> ・集会所については、自治会等への譲渡、指定管理者制度の導入を取り入れた施設の適正規模及び管理費用の縮減について検討する。 ・公民館のまちづくりセンター化に伴う他用途地域施設との複合化について検討する。 ・文化会館は、新庁舎における生活支援拠点と連携に向けた機能の集約化を検討する。 </td> </tr> <tr> <td>点検・診断等</td> <td>・施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。</td> </tr> <tr> <td>維持管理・修繕・更新等</td> <td>・現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。</td> </tr> <tr> <td>安全確保</td> <td>・点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。</td> </tr> <tr> <td>耐震化</td> <td>・旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。</td> </tr> <tr> <td>長寿命化</td> <td>・建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。</td> </tr> </tbody> </table>	取組方針		施設総量の適正化	・集会所については、自治会等への譲渡、指定管理者制度の導入を取り入れた施設の適正規模及び管理費用の縮減について検討する。 ・公民館のまちづくりセンター化に伴う他用途地域施設との複合化について検討する。 ・文化会館は、新庁舎における生活支援拠点と連携に向けた機能の集約化を検討する。	点検・診断等	・施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。	維持管理・修繕・更新等	・現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。	安全確保	・点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。	耐震化	・旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。	長寿命化	・建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。
	取組方針														
	施設総量の適正化	・集会所については、自治会等への譲渡、指定管理者制度の導入を取り入れた施設の適正規模及び管理費用の縮減について検討する。 ・公民館のまちづくりセンター化に伴う他用途地域施設との複合化について検討する。 ・文化会館は、新庁舎における生活支援拠点と連携に向けた機能の集約化を検討する。													
	点検・診断等	・施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。													
維持管理・修繕・更新等	・現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。														
安全確保	・点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。														
耐震化	・旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。														
長寿命化	・建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。														

●公園

	取組方針
施設総量の適正化	・公園の建築物(便所)については、施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	・施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	・現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	・点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	-
長寿命化	-

●その他（駅周辺施設等）

	取組方針
施設総量の適正化	・斎場は建物の劣化状況を調査し、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。 ・防災倉庫、水防倉庫、除雪車庫等については、施設のあり方(再配置・統廃合等)について検討する。
点検・診断等	・施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。
維持管理・修繕・更新等	・現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。
安全確保	・点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。
耐震化	・旧耐震基準の施設については、耐震化の方向性について検討する。
長寿命化	・建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。

②公共施設アクションプラン

策定機関	岐阜県垂井町	
策定年次	平成31年3月	
公共建築物再配置に向けての基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●基本方針1 施設の継続保全(縮小)・統合・廃止に向けた取組を進める。 ●基本方針2 施設の民間・地域への移譲に向けた取組を進める。 	
計画期間の目標	公共建築物の延床面積 30%縮減	
施設類型ごとのアクションプランにおける取組	<ul style="list-style-type: none"> ●行政系施設(庁舎等) 	
	アクションプランにおける取組	
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・「新庁舎」は、2019年度に移転建替えにより、新たな防災拠点・生活支援拠点として整備する。 ・「新庁舎」の移転後、「現庁舎」は用途廃止し、跡地を中心部の活性化に有効に活用する方向で検討する。 ・消防施設はタイプD【同用途施設間での統合】だが、統合にあたっては、地域消防団の消防活動に配慮する必要がある。「表佐分団消防車庫(旧)」は、タイプD【同用途施設間での統合】だが、耐用年限到達済みであるため、現施設は用途廃止とする。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設は、耐用年限到達時に同用途施設間での統合となるため、耐震化は実施しない。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・消防施設は、耐用年限到達時に同用途施設間での統合となるため、長寿命化は実施しない。
	<ul style="list-style-type: none"> ●町民文化系施設 (公民館、まちづくりセンター、集会所、文化施設等) 	
	アクションプランにおける取組	
	施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・「中央公民館」は、耐震性が低いことから同用途施設間での統合をし、現施設は用途廃止をする。 ・「垂井地区まちづくりセンター」は、耐震性が低いことから、同用途施設間での統合をし、現施設は用途廃止をする。 ・垂井地区以外の東地区、宮代地区、表佐地区、栗原地区、府中地区、岩手地区の6つの地区まちづくりセンターは、耐用年限に応じ、長寿命化改修を行い、耐用年限時期に規模縮小による継続保全をする。 ・集会所(コミュニティセンター、集会所、転作研究所、集落センター等)については、地域へ移譲とする。また、指定管理者制度等の導入による施設の規模適正化及び管理費用縮減について検討する。 ・「文化会館」は、耐震性能が低いことから、耐用年限に応じ、耐震化を含めた長寿命化改修を行い、耐用年限時期に規模縮小による継続保全をする。
	耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・旧耐震基準の施設である「府中地区まちづくりセンター」については、長寿命化改修とともに耐震化を行う。
	長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・垂井地区以外の東地区、宮代地区、表佐地区、栗原地区、府中地区、岩手地区の6つの地区まちづくりセンターは、長寿命化改修を行い、耐用年限到達時まで、建物の機能を維持する。

	<ul style="list-style-type: none"> 「文化会館」は、耐震性能が低いことから、長寿命化改修を行い、耐用年限到達時まで建物の機能を維持する。
●公園	
	アクションプランにおける取組
施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 「森下遊園地(便所)」及び「西相川公園(便所)」は配置・規模を継続保全する。 「コスモス公園(便所)」、「神田西公園(便所)」、「地藏公園(便所)」、「清水児童公園(便所)」は、耐用年限に応じ、長寿命化改修を行い、配置・規模を継続保全する。
耐震化	-
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> 「コスモス公園(便所)」、「神田西公園(便所)」、「地藏公園(便所)」、「清水児童公園(便所)」は、耐用年限に応じた長寿命化を行い、耐用年限到達時まで建物の機能を維持する。
●その他（駅周辺施設等）	
	アクションプランにおける取組
施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 「斎場」は、耐用年限に応じ、長寿命化改修を行い、配置・規模を継続保全する。 駅周辺施設は、耐用年限に応じ、長寿命化改修もしくは改修を行い、配置・規模を継続保全する。 「除雪車車庫」は、他用途施設への統合をし、現施設は用途廃止する。 「蜂焼倉庫」は、耐用年限が過ぎ、耐震性能が低いことから、他用途施設への統合をし、現施設は用途廃止する。 「防災倉庫(宮代地区-3)」、「防災倉庫(府中地区-2)」は、他用途施設への統合をする。 その他の防災倉庫は、配置・規模を継続保全する。 「町裏水防倉庫」は、民間へ移譲する。 「表佐地藏橋水防倉庫」、「鍬取水防倉庫」、「込の宮水防倉庫」は、配置・規模を継続保全する。 「朝日プレハブ住宅」は、老朽化が著しく、耐用年限も過ぎているため、用途廃止する。
耐震化	-
長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> 「斎場」および「駅周辺施設(自由通路)」・「駅周辺施設(駐輪場、2施設)」については長寿命化改修を行い、耐用年限到達時まで建物の機能を維持する。

③垂井町空家等対策計画

策定機関	岐阜県垂井町
策定年次	平成 30 年 3 月
計画期間	平成 30 年度～34 年度
空家等対策計画の基本方針	<p>(1) 基本的な考え方 個人の財産については所有者等が適切に管理すべきであることを原則とした上で、空き家の管理責任を有する所有者等が何らかの理由で管理責任を果たせない場合、行政などが空き家の各段階に応じた支援を行う。また、周辺に悪影響を及ぼすおそれのある空き家が発生した場合は、地域と連携して必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 取組みの方向性 ① 空き家の発生を抑制するとともに、空き家の適正管理を促進する。 ② 空き家の利活用を促進する。 ③ 利活用の予定がなく、危険・不要な空き家の除却を促進する。</p> <p>(3) 空き家対策の実施体制 地域住民、民間事業者、専門家、行政など多様な主体が相互に連携を図り、それぞれの立場から協働して取組みを進める必要がある。</p> <p>図表 所有者等及び地域住民、民間事業者、行政各主体の役割</p> <p>The diagram illustrates the roles of four stakeholders in a circular flow:</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民 (Local Residents): <ul style="list-style-type: none"> 空き家の発生抑制への協力 空き家の管理への協力 町の取組みへの連携・協力 良好なまちづくりの推進 空き家に関する情報提供 所有者等 (Owners): <ul style="list-style-type: none"> 空き家の適正管理 空き家の解消への努力 民間事業者・専門家 (Private Business/Experts): <ul style="list-style-type: none"> 所有者等による適正管理を支援 空き家の流通・活用の促進 所有者等・地域住民・行政の取組みに協力 行政 (Administration): <ul style="list-style-type: none"> 空き家の適正管理、流通・活用などを総合的に推進 地域住民・所有者等の相談への対応 重課管理・情報提供などの実施 地域住民・民間事業者などの取組みへの支援 民間事業者などとの協力推進 <p>Relationships shown in the diagram:</p> <ul style="list-style-type: none"> Local Residents provide information and support to Owners. Owners seek support and advice from Private Business/Experts and the Administration. Private Business/Experts provide support and information to Owners. The Administration provides support and measures based on laws to Owners. Local Residents provide support and information to the Administration.
空家等対策計画の具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ●空き家の発生抑制と適正管理の促進 ●空き家の利活用の促進 ●危険、不要な空き家の除却の促進 ●空き家の調査の実施等

④垂井町観光基本計画

策定機関	岐阜県垂井町
策定年次	平成 29 年 3 月
計画期間	平成 29 年度～平成 34 年度
将来像	行きたいまち・住みたいまちへ ～拡がる垂井の交流圏～
観光振興を進めていくうえでの課題	<ul style="list-style-type: none"> ・住民・事業者の観光に対する意識の向上 ・垂井町の観光資源の活かし方の発見 ・隣接地域ならびに垂井町内事業者間の連携の促進
将来像を実現する3つの重点プロジェクト	<p>「人が生きる」「経済的な潤い」「垂井らしさ」をキーワードに、将来像を実現するため3つの重点プロジェクトを掲げる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 担い手づくりプロジェクト ② 交流拡大プロジェクト ③ 潤う地域づくりプロジェクト
観光振興に向けた4つの戦略	<ul style="list-style-type: none"> ●戦略1：観光資源の掘り起こし、創出、磨き上げ 【施策】地域に根付いた歴史文化の活用、イベントや祭の活用、垂井ならではの資源の活用 ●戦略2：知名度の向上および効果的な情報発信の推進 【施策】情報発信体制の効率化、包括的なPR活動の促進、垂井ブランド力の向上 ●戦略3：観光客をもてなす受入環境の整備 【施策】既存資源の有効活用、町内回遊性の向上、来訪者向け環境整備、担い手育成 ●戦略4：観光振興の着実な推進に向けた体制の構築 【施策】マーケティングの実施、推進体制の構築、広域連携の推進、業種間連携の促進 <p>図表 戦略・施策および重点プロジェクトの展開イメージ</p>

⑤中山道垂井宿再整備基本計画策定業務

策定機関	岐阜県垂井町
策定年次	平成 26 年 3 月
関係者・住民ワークショップまとめ	<p>関係者・地域住民から出された意見と従前の再整備計画によると以下の貴重な意見が挙げられている。</p> <p>●ハード事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 道路のカラー舗装化、電柱の無柱化 ② 本龍寺高札場の再現（垂井宿の案内板とすることができる） ③ 曳山会館（祭記念館・物産館等） ④ 公衆トイレの設置 ⑤ 駐車場の確保（※トイレ併設可能） ⑥ 案内板の設置 ⑦ 夢乃屋（脇本陣跡）を観光交流センターとして再生（※トイレ併設可能） <p>●ソフト事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 歴史的建造物等を含む空き家の活用 ※地域住民又は、起業の志を有する方々に提供（飲食・物販・ギャラリー等） ② 賑わい創出のためのイベント開催 ③ 垂井・竹中半兵衛等の情報発信（ハード事業として垂井歴史資料館） ④ 小中学生参加の観光案内 ⑤ ブランド化（水等の垂井らしさ） ⑥ マップづくり（※ウォークラリーに活用可能） <p>ハード事業・ソフト事業ともに合意形成が不可欠であることから、まずは関係者が参画する協議会を設立し、話し合いを進めることが必要である。住民一人ひとりが主軸となり楽しみながら「わが町」を盛り上げ、独自の「自慢し誇れる町」を目指す。</p>

⑥垂井町新庁舎基本計画

策定機関	岐阜県垂井町
策定年次	平成 29 年 4 月
整備方針	<ol style="list-style-type: none"> ① 町民が集う庁舎【交流・生活支援拠点】 ② 町民の安全を守る庁舎【防災拠点】 ③ すべての人にやさしい庁舎 ④ 町民が誇りに思い愛される庁舎
コンバージョンの方針	<p>新庁舎はコンバージョン(用途変更)の手法により、既存建物を活用しながら新しいまちづくりの拠点として、町民が誇れるシンボルとなるよう、また、防災対策拠点として高い耐震安全性が求められることから、以下の方針とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既存建物の減築 耐震安全性向上のための構造補強をしやすいするために、既存建物を整形な平面形状になるように、一部解体(減築)する。また、既存建物の内外壁をすべて撤去し、柱と梁の構造フレームの状態にする。 ② 補強フレームによる耐震安全性の向上 既存建物の外周部に柱・梁の補強フレームを増設し、耐震安全性の向上を図る。 ③ 吹抜けの新設、増築建物の計画 既存建物は平面の奥行きが深く、中央部分の採光や換気が確保しにくい ため、吹抜けを設け、自然採光・自然換気を促進する。設備機器を既存建物上に設置することが難しいため、増築建物を計画する。
計画概要 (実施設計 (H30)より 抜粋)	<p>計 画 地：岐阜県不破郡垂井町宮代 2957-11 敷地面積：9,492.42 m² 用途地域：準工業地域 防火地域：指定なし 法 22 条区域 工事種別：大規模な模様替え・増築(※コンバージョン) 建築面積：4,440.31m² 延べ面積：7,434.65m²(容積対象床面積：7,305.52 m²) 構 造：【庁舎棟】鉄筋コンクリート造【ホール棟】鉄骨造 階 数：地上 2 階建 建物高さ：約 13.8m 駐車台数：106 台 駐輪台数：10 台</p>

⑦岐阜県いきいきまちづくり交流創出事業活動報告と「垂井宿」戦略計画書

策定機関	垂井宿にぎわい推進協議会
策定年次	平成 24 年 3 月
古の宿場を見直し保全する事業「まちの記憶づくり」	<ul style="list-style-type: none"> ●次につなげる事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・路地坂道で命名されていない路地などの命名 ・路地坂道案内のミニ看板設置 ・垂井宿三十三景の制定 ・天保垂井宿並大絵図を利用し、現在の家屋との照合と宿場散策 ・空き店舗対策・街並み修景事業計画策定 ・「まちの記憶」取材編集・出版 ●中期計画（平成 25 年度～3カ年程度） <ul style="list-style-type: none"> ・主要な家屋等の町指定文化財、または国の登録文化財指定を促す。 ・「歴史まちづくり法」を関係住民・行政などと共に調査・研究する。
今の宿場を掘り起し活用する事業「まちの五感づくり」	<ul style="list-style-type: none"> ●次につなげる事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・うまいもんマップ常時改訂 ・宿場内にコミュニティカフェ開業 ・特産品の試作品製作と販売方法の研究 ・垂井の泉周辺に小水力発電設置、発電の利用研究 ・裏清水周辺の水路等改修によりゲンジボタル復活 ・空き店舗対策 街角ギャラリー ・旅行社への企画提案と、受け入れ態勢の充実 ・宿場に面した民家でも、手軽に参加できる修景事業の開発 ●中期計画（平成 25 年度～3カ年程度） <ul style="list-style-type: none"> ・住む人の同意を得ながら、宿場の両側にある用水に水が流れるようにする。 ・最初に、長浜屋の前の用水に昔のような石橋を復活する。
これからの宿場の担い手を育成する事業「まちの夢育て」	<ul style="list-style-type: none"> ●次につなげる事業計画 <ul style="list-style-type: none"> ・「六斎市」を今後も毎月開催 ・観光協会主催の観光講座への協力 ・スマートフォン「垂井宿案内」の継続運営化 ・旬会の開かれる垂井宿 ・子どもたちと「宿場夢育て隊」結成 ・他宿場、他団体との連携 ●中期計画（平成 25 年度～3カ年程度） <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携化

1-5 庁舎跡地等の現状

(1) 建物等の現状

- ・ 垂井町役場、中央公民館いずれも老朽化が進行
- ・ 現庁舎は廃止、中央公民館は統合の方針（新庁舎に移行しない機能もある）
- ・ 避難所として指定されているが、耐震性に課題がある

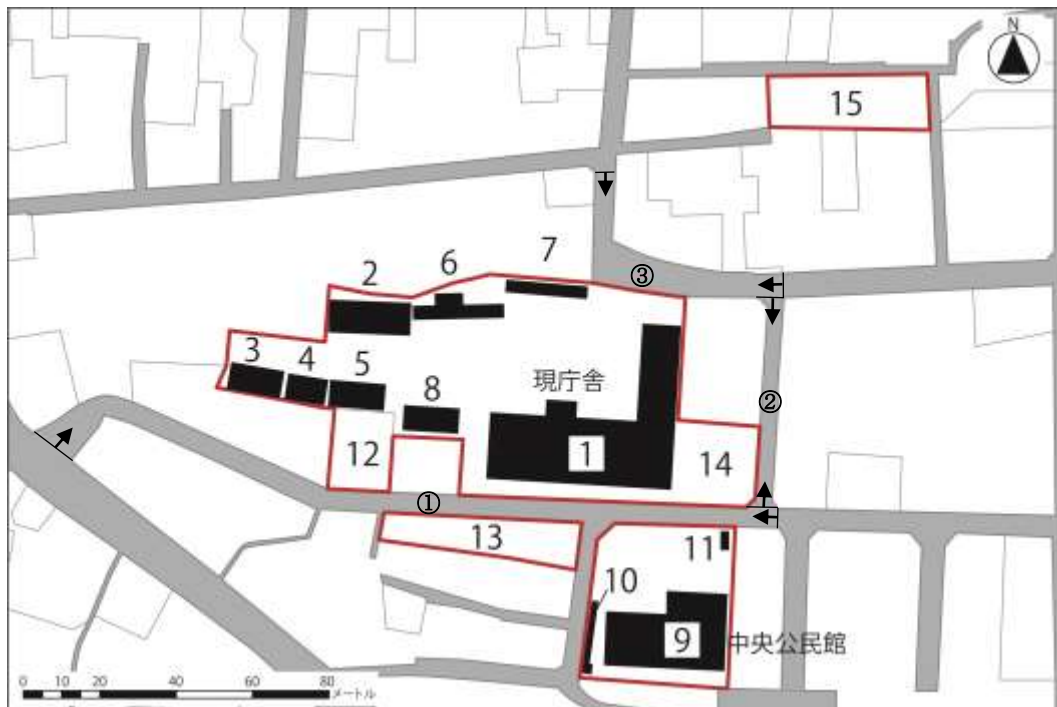
庁舎跡地等の棟別建物状況及び敷地状況、道路幅員は以下のとおりとなる。対象となる敷地、建築物は概ねまとまって位置しているが、職員専用駐車場（北）が飛び地となっている現状である。また周辺の道路幅員について、最も幅の狭い箇所では4mと狭隘な道路に隣接している。

庁舎跡地等の敷地面積は、職員駐車場も含め、7,793.94 m²となる。

垂井町役場は1966年に建築され、53年が経過しており、設定耐用年まで残り7年と、非常に老朽化が進んでいることが分かる。また、中央公民館は1970年に建築され、49年が経過しており、設定耐用年まで残り11年となっている。附属棟に関しても、いずれも築30年以上経過している。

垂井町アクションプランにおいて、垂井町役場はF【用途廃止】、中央公民館はD【同用途施設間での統合】と位置付けられている。

図表 庁舎跡地等の配置状況



図表 道路幅員の状況

①	5.3m~11.8m
②	4.0m~6.9m
③	4.7m~11.8m

図表 庁舎跡地等の概要（基本情報）

No.	施設名	建設年度		経過年数 (年)	設定耐用 年(年)	耐用年数 到達年度	構造	階数	延床面積 (m ²)	敷地面積 (m ²)
1	現庁舎	1966	S41	53	60	2026	RC	3階	3,259.00	4,366.51
2	倉庫1	1971	S46	48	45	2016	S	2階	228.00	
3	倉庫2	1980	S55	39	45	2025	S	2階	156.60	
4	倉庫3	1989	H1	30	45	2034	S	2階	97.20	
5	倉庫4	1980	S55	39	45	2025	S	2階	156.60	
6	駐輪場1	1966	S41	53	45	2011	S	1階	35.70	
7	駐輪場2									
8	消防団倉庫 土地改良区事務所	1988	S63	31	45	2033	S	2階	163.82	
9	中央公民館	1970	S45	49	60	2030	RC	3階	1,589.75	1,608.80
10	駐輪場	1970	S45	49	45	2015	S	1階	13.35	
11	車庫	不明	不明	不明	不明	不明	不明	1階	不明	
12	職員駐車場（西）	—	—	—	—	—	—	—	—	347.57
13	職員駐車場（南）	—	—	—	—	—	—	—	—	469.42
14	職員駐車場（東）	—	—	—	—	—	—	—	—	476.03
15	職員駐車場（北）	—	—	—	—	—	—	—	—	525.61

資料：垂井町公共施設アクションプラン、第2回あり方検討委員会資料、垂井現庁舎敷地等活用基本構想

庁舎跡地等はいずれも土地、建物ともに町有のものとなっている。

現庁舎の敷地と中央公民館の敷地で用途地域が異なり、現庁舎の敷地では準防火地域に指定されている。

図表 庁舎跡地等の概要（法規制等）

No.	施設名	土地の 保有状況	建物の 保有状況	用途地域	容積率 (%)	建蔽率 (%)	地域地区	小学校区
1	現庁舎	町有	町有	商業地域	400	80	準防火地域	垂井
2	倉庫1		町有					
3	倉庫2		町有					
4	倉庫3		町有					
5	倉庫4		町有					
6	駐輪場1		町有					
7	駐輪場2		町有					
8	消防団倉庫 土地改良区事務所		町有					
9	中央公民館	保有	町有	第一種住居専用地域	200	60	—	垂井
10	駐輪場		町有					
11	車庫		町有					
12	職員駐車場（西）	町有	—	商業地域	400	80	準防火地域	垂井
13	職員駐車場（南）	町有	—	第一種住居専用地域	200	60	—	垂井
14	職員駐車場（東）	町有	—	商業地域	400	80	準防火地域	垂井
15	職員駐車場（北）	町有	—	商業地域	400	80	準防火地域	垂井

資料：都市計画図

垂井町役場・中央公民館はいずれも耐震性が無い状況である。ただし、いずれも災害時の指定避難所及び緊急指定避難場所に指定（地震は除く）されており、収容可能人数は計 260 人となっている。

図表 庁舎跡地等の概要（ハザード関連）

No.	施設名	耐震	Is値	指定避難所	緊急指定避難場所	洪水	土砂災害	地震	火災	収容可能人数
1	現庁舎	×	0.38	○	○	○	○	-	○	100
2	倉庫1	×	-							
3	倉庫2	×	-							
4	倉庫3	○	-							
5	倉庫4	×	-							
6	駐輪場1	×	-							
7	駐輪場2									
8	消防団倉庫 土地改良区事務所	○	-							
9	中央公民館	×	0.14	○	○	○	-	○	160	
10	駐輪場	×	-							
11	車庫	不明	-							
12	職員駐車場（西）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	職員駐車場（南）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	職員駐車場（東）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	職員駐車場（北）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：第2回垂井町庁舎のあり方検討委員会資料、垂井町公共施設アクションプラン、指定避難所運営マニュアル

垂井町役場及び中央公民館の耐震改修に係る概算費用、また、取り壊しに係る概算費用は、以下のとおり示されている。

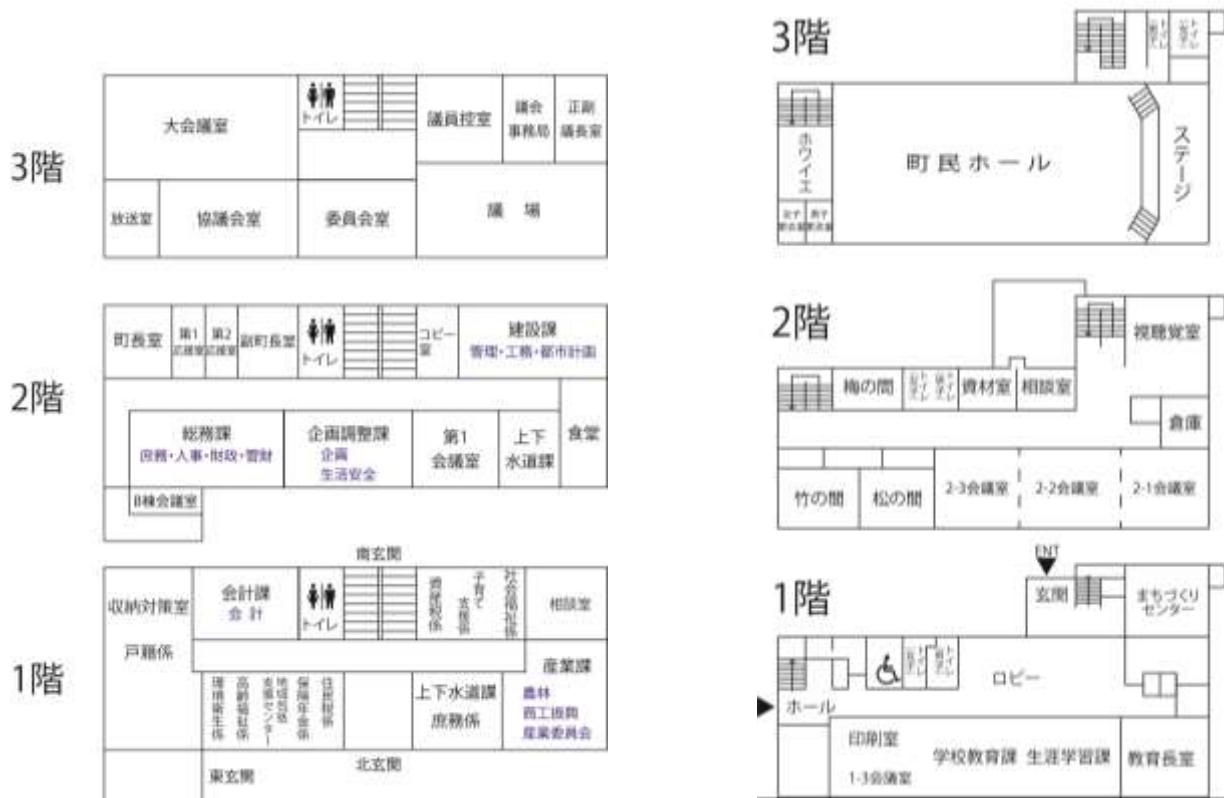
図表 耐震改修・取り壊しの概算費用

	垂井町役場	中央公民館
耐震改修	約 4 億 2 千円	約 2 億円
取り壊し	約 6 千万円	約 4 千万円

出典：平成 25 年度委託事業 垂井町公共施設改修費用調査業務

※上記の値段は平成 25 年度算出のため、現在では表記の値段から変動している

図表 垂井町役場（左）及び中央公民館（右）のフロアレイアウト



図表 現庁舎・中央公民館・新庁舎の一般貸室機能

現庁舎の一般貸室機能

- ・特になし

中央公民館の一般貸室機能

- ・2-1 会議室
- ・2-2 会議室
- ・2-3 会議室
- ・視聴覚室
- ・相談室
- ・松の間
- ・竹の間
- ・梅の間
- ・町民ホール

↓ 庁舎の建替え

↓ 廃止した場合

新庁舎（次頁）の一般貸室機能

- ・地域協働室
- ・垂井ホール

- ・中央公民館の貸室は新庁舎で、必ずしもすべて担保はされていない
- ・そのため、廃止に伴い無くなる一般貸室機能の確保は課題

1-6 基本計画作成に向けた課題の整理

基本計画作成に向けた基本的な課題を以下に整理する。

(1) 現庁舎敷地等へ統合が必要な公共施設の明確化

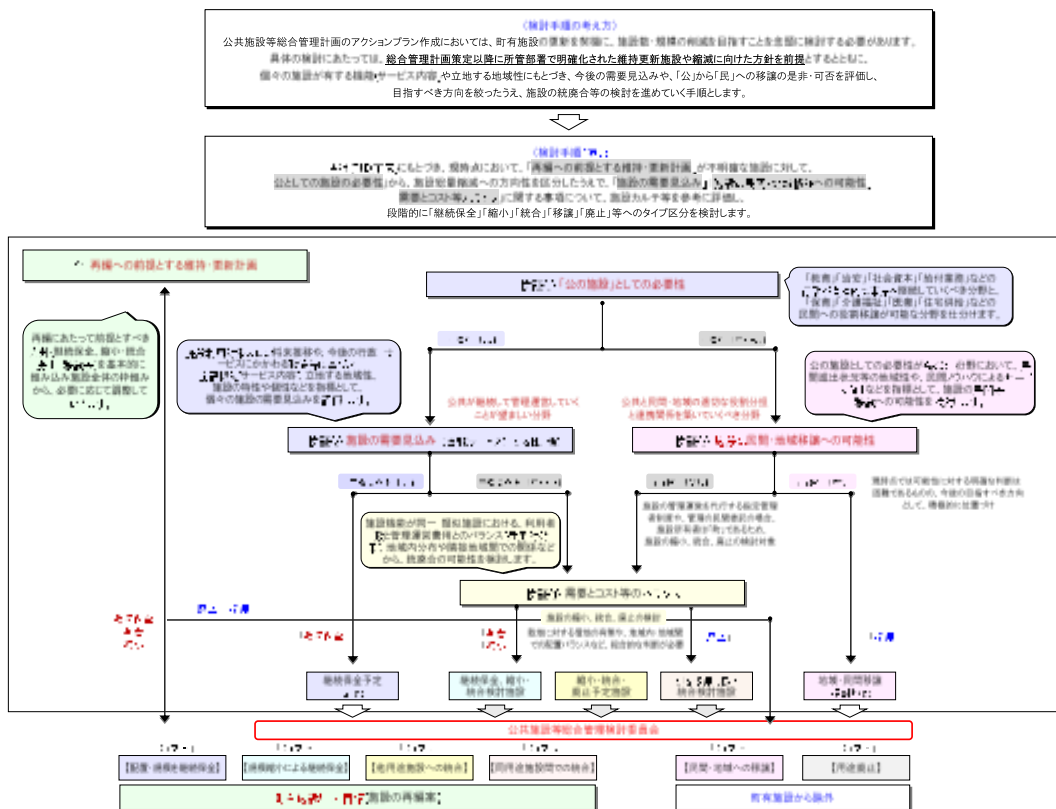
・周辺公共施設の「統合・譲渡・廃止」を踏まえ、計画対象敷地が受け持つ公共施設の再配置機能を明確にする必要がある

垂井町公共施設アクションプランでは、基本方針として「①.施設の継続保全（縮小）・統合・廃止に向けた取組を進めていきます」「②.施設の民間・地域への移譲に向けた取組を進めていきます」とし、施設総量の適正化へ向けて再配置を実行している。

本地区周辺にあり老朽化が進行しているまちづくりセンター、コミュニティセンター及び福祉会館は、下記フローに基づく再編区分上、「統合・譲渡・廃止」に分類されている。この考え方のもとで、本地区が受け持つ公共施設の再配置機能を明確にする必要がある。

あわせて、「統合・譲渡・廃止」されるまちづくりセンター等の跡地についても、今後の利活用を検討していく必要がある。

図表 再編方向タイプの区分手順



(2) 持続可能な建築物の選定

・必要な機能・規模とともに、建築・改修コストや維持管理コストの負担を踏まえた上で、持続して運営が可能な建築物の設置を検討する必要がある

庁舎及び中央公民館は、耐震性が低く老朽化も進行している。

一方で、全国の老朽化した公共施設の中には、不要な上層階を減築することにより耐震性を改善させ、補強工事費を削減し再利用しているような取組も行われている。

まちづくりにおいても、近年は、古い建物の魅力を生かしながら、低いコストで使い方や使う人を変えることにより、まちに小さな投資（魅力）を増やししながら再生していく「リノベーションまちづくり」の取組みが、全国で行われている。

本町においても、人口は2000年の28,935人をピークに緩やかな減少傾向にある。また、垂井町公共施設アクションプランでは、2036年までに公共建築物の延床面積を30%削減する目標を掲げている。本地区周辺での空き家発生状況等も踏まえると、今後も公共・民間を問わず、地域に空き地・空き家が増えていくことが予想される。

つまり、庁舎跡地等の活用においては、旺盛な開発・建築需要を前提にすることは期待できない状況にある。

そのような中で本町は、新庁舎を既存商業施設のコンバージョンで建替えするという先進的な取組を行っており、「既存ストックの有効活用」は、宿場町の町並みが残る垂井地区のまちづくりにも馴染む考え方といえる。

次の世代に過度な負担を課さないためにも、既存建築物の利活用の可能性を検討した上で、持続して運営が可能な建築物の設置を検討する必要がある。

図表 減築の事例（佐倉市）



(3) 地域に必要とされている機能の明確化

・基本構想の活用方針・活用理念に基づき、持続的な施設運営を「ジブンゴト」として考えながら、利用方法や導入機能を具体化させていく必要がある。

平成 30 年度に作成した基本構想では、現庁舎跡地等の活用方針を6つ挙げた上で、「誰もが楽しく・安全に集える垂井の賑わい拠点づくり」という活用理念を掲げている。この考えに基づき、地域に必要とされている利用方法や導入機能を具体化させていく必要がある。

一方で、人口減少・高齢化が急速に進行する中で、地域の暮らしを守るため、地域住民が主体となって、地域の課題解決に向けた取組みを持続的に行っている様々な事例が全国的に広がっている。公共施設・公共空間の運営においても、民間や地域運営組織が果たす役割はさらに増していくことが見込まれている。

このような動向を踏まえ、持続的な施設運営を「ジブンゴト」として考えながら、利用方法や導入機能を具体化させていく必要がある。

図表 勝部自治会火まつり交流館（滋賀県守山市）



- ・旧自治会館の老朽化がきっかけで、2017年4月にオープン
- ・建設にあたっては、自治会が約10年間で積み立てた9000万円も利用。
- ・施設の運営は、市内の交流施設の運営も手掛けるまちづくり会社が支援。
- ・交流館内には、ダンスやエクササイズに利用される貸しスペースや地産地消にこだわるレストランが入居している。オープン後約1年間で、貸館は250万円、レストランは2000万円の売り上げがあった。

(4) 垂井宿等の魅力ある観光資源との連携

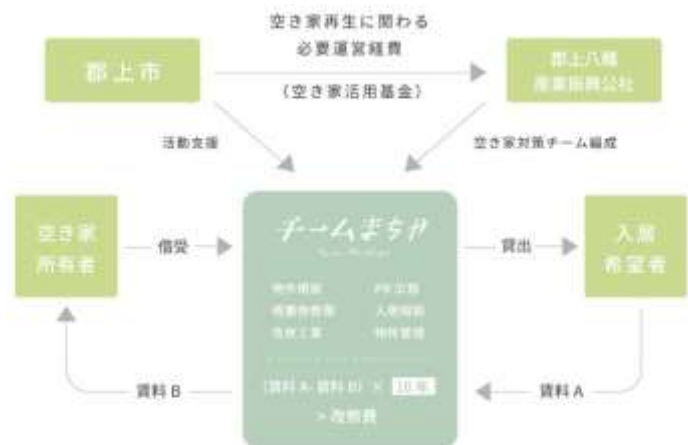
・地域資源の利活用と連携することにより、地域内の回遊性を高め、地域全体の魅力向上を図っていく視点が必要になる

垂井町には数多くの観光資源があり、特に現庁舎敷地周辺には垂井の泉をはじめ、魅力的な観光資源が多く分布している。中でも垂井宿の面影を残し、歴史的な町家が現存する中山道は垂井町の重要な観光資源である。しかし、現状では、積極的な利活用がされず、空き家となっている例もみられる。

全国的には、そのような歴史的な空き町家を利活用し、その地域の特色を生かすアイデアを持つ人たちの活動の拠点づくりや町に興味のある人を対象とした移住体験等の取り組みにより、賑わいのあるまちづくりを成功させた例もある。

現庁舎敷地等の跡地利用を考える上でも、敷地内にとどまることなく、地域資源の利活用と連携することにより、地域内の回遊性を高め、地域全体の魅力向上を図っていく視点が必要になる。

図表 町家再生の事例（郡上市）



チームまちやが行う空き家プロジェクトでは、空き家所有者の方より建物をお譲りしています。その後、水回り（洗面所・トイレなど）や老朽箇所等を改修し居住可能な状態にした上で、郡上八幡に住みたい方や新規開業したい方へ貸し出しています。空き家再生に必要な費用（一次修費、維持修繕費など）には郡上市と郡上八幡産業振興公社の共同出資による「空き家活用基金」を充当します。その費用は所有者から建物をお譲りする10年の内に、入居者から頂く賃料（賃料A）と所有者へお支払いする賃料（賃料B）の差額収益により回収します。

出典：チームまちや

(https://team-machiya.com/vacant_house_project/)

垂井町スケジュール（案）

令和元年度											
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
垂井町庁舎跡地等活用 あり 方検討委員会	【検討内容】 ・基本構想のおさらい ・垂井町の特 ・課題 ・スケジュール	第1回あり方検討委員会	【検討内容】 ・第1回目の概要 ・第1・2回庁内検討委員会を踏 まえた導入施設(用途)・ウツワ(ポ リウム)・ゾーニングの検討 ・第1・2回ワークショップについて		第2回あり方検討委員会	【検討内容】 ・第2回目の概要 ・第1・2回ワークショップの 結果を踏まえた導入施設 (用途)・ウツワ(ポリウ ム)・ゾーニングの検討 ・既存施設の活用可能性の 検討 ・第3回ワークショップにつ いて		第3回あり方検討委員会	【検討内容】 ・第3回目の概要 ・基本計画(案) ・第3回ワー クショップの結果 ・パブリックコメン トの結果	第4回あり方検討委員会	
庁内検討委員会		【検討内容】 ・公共の視点か ら求められる導 入施設(用途)の 検討 ・町の予算の検 討	第1回庁内検討委員会		第2回庁内検討委員会	【検討内容】 ・ウツワ(ポリウ ム)の検 討 ・ゾーニングの検 討 ・既存施設の活用可能性 の検討		【検討内容】 ・基本計画(案) ・パブリックコメン トの結果	第3回庁内検討委員会		
ワークショップ			【検討内容】 ・構想の作成経緯、方針のおさらい ・事例等で使い方の紹介 ・地域住民の視点から求められる導入施設 (用途)の検討 ・庁内検討委員会での枠組みを踏まえ、図 面等で敷地建物等に落とし込む (現地で実施)		第1回ワークショップ	第2回ワークショップ		第3回ワークショップ		【検討内容】 ・基本計画(案) の周知・共有 (オープンハウ ス型(展示型)な ど)	
パブリック コメント				【検討内容】 ・構想の作成経緯、方針のおさらい ・事例等で使い方の紹介 ・地域住民の視点から求められる導入施設(用途)の検討 (現地で実施)※第1回と対象を変更				パブリック コメント			